



**国・県・他市
町村など**

**不法滞在・不法就労の
防止にご協力を**

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。警察では、来日外国人の不法滞在・不法就労の取り締まりおよび適正雇用のための啓発活動を強化します。

来日外国人を雇用する事業主は、在留カード等で外国人が就労可能であるかを確認すること

が必要です。また、近年、技能実習生として来日した外国人の失踪事案が増加しています。

不法滞在者・不法就労者と思われる外国人に関する情報がありましたら、古河警察署に連絡をしてください。

問 古河警察署 ☎30-0110

見制度、離婚、建設業許可、農地転用、法人設立、在留許可など

費用 無料(事前予約不要)

問 茨城県行政書士会県西支部 (担当：細井) ☎33-3685

行政書士無料相談会

日時 6月11日(土)
午前10時～午後2時

場所 三和公民館会議室1

相談内容 相続・遺言、成年後

**茨城県自閉症協会主催
講演会**

■「発達障がいや知的障がいのある人たちが地域で当たり前暮らすために～これからの障がい福祉サービスは…～」

日時 7月3日(日)午前10時

場所 しもだて地域交流センター



**地籍調査を実施します
(松並一丁目地区)**



▲平成 28 年度地籍調査実施区域

市では、地籍調査を実施しています。平成 28 年度は松並一丁目の一部で実施します。

調査対象区域内に土地をお持ちの人には、境界確認として立ち会いをしていただくこととなります。

地籍調査は、国土調査法に基づき市が主体となって実施します。調査に伴う費用負担はありません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 9 月上旬～ 10 月下旬に境界確認の立ち会いを予定しています。地権者には、実施前に各戸通知します。

問 ☎用地管理課

■地籍調査とは

人に戸籍があるように、土地にも地籍があります。1筆ごとの土地に関する記録が地籍です。

1筆ごとの土地について、所有者・地番・地目(土地の用途)の調査、境界・面積に関する測量を行い、その結果を地図および簿冊にすることを地籍調査といいます。その後、法務局で公図や土地登記簿を修正します。

■どうして地籍調査をするの？

現在、法務局に備え付けられている登記簿や公図の多くは、明治時代に作られたものを加除・訂正したものです。そのため、実際の土地の現況と合っていないことも少なくなく、隣り同士の境界争いや、公共事業が進められないなどの原因になっています。これらの問題を解消するために、正確な地図を作成し記録する地籍調査事業を実施する必要があります。

■地籍調査実施の効果

- (1) 土地にかかるトラブルの未然防止
土地の境界が明確になるので、土地のトラブルを未然に防止できます。
- (2) 円滑な災害復旧
災害で境界がなくなっても正確に復元できるため、災害復旧が円滑に進められます。
- (3) 土地取引の円滑化
正確な土地の状況が登記簿に反映され、安心して土地取引が行えます。
- (4) 課税の適正化
面積が正確に測量されますので、適正に課税されます。
- (5) 公共事業の円滑化
各種公共事業の計画、設計、用地買収、道路工事、道路台帳の整備などに役立ちます。